

## 令和元年度 第5回小平市図書館協議会要録

- 1 日 時 令和2年1月23日(木) 午後2時から午後3時45分まで
- 2 会 場 中央図書館 2階会議室
- 3 出席者 図書館協議会委員：10名(欠席2名) 傍聴人：1名  
事務局：中央図書館長、館長補佐兼庶務担当係長、花小金井図書館長、  
資料担当係長、推進担当係長、仲町図書館長 計6名
- 4 配付資料
  - ・小平市立図書館行事等の報告と今後の予定(資料No.1)
  - ・第4次小平市子ども読書活動推進計画(素案)に愛するパブリックコメントの実施結果(資料No.2)
- 5 議事等
  - (1) 報告事項
    - ① 図書館運営状況について
      - ・図書館行事の報告と今後の予定について(資料No.1)  
小・中学校においては、職場体験や図書館見学で、多くの児童、生徒が来館した。2月にかけても見学等が予定されている。  
主なものについて説明すると、12月には8館でスペシャルおはなし会を開催し、多くの方の来館があった。1月18日から26日まで、各館で雑誌を中心としたブックリサイクルを行っている。2月22日から3月1日までは、一般書と児童書のブックリサイクルを行う予定である。  
講演会としては、2月1日に「平櫛田中がみつめた書籍の世界」を開催する。また、2月19日にはハンディキャップサービス交流会を開催する。
    - ② 12月市議会定例会について  
12月市議会の一般質問では、図書館に対する質問はなかった。
    - ③ ふるさとの新聞元旦号展について  
今回で40回目となった。全国各地の新聞社60社に依頼して、中央図書館・上宿図書館・小川西町図書館・大沼図書館の4館を巡回して展示を行っている。
    - ④ 第4次小平市子ども読書活動推進計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について(資料No.2)  
本計画の市民意見公募手続き、パブリックコメントは、令和元年11月22日から12

月23日までの期間で実施し、2名から12件の意見があった。12件のうち、反映が4件、参考意見が4件、その他4件とした。

また、図書館協議会や教育委員会、社会教育委員の会議においてもご意見をいただいている。具体的には、読書バリアフリー法を記載すること、サピエに関する記述の追記について、子どもの読書活動が「想像力」を養うことにつながる旨の追記について、具体的な施策の中で、新規の施策がわかるような表記の追記についてなどの意見があった。これらを受けて、計画の素案に加筆する予定である。今後は、成案を作成し、次回の協議会にて報告するとともに、3月中に計画を公表する方向で準備を進めていく。

#### 〈報告事項についての意見、質疑・応答〉

委員：パブリックコメントの実施期間は1か月ということで短く感じるし、意見も2名からと少ないと思うが、どのような形で実施して、この結果についてどう思うか。

事務局：今回のパブリックコメントの実施については、市報、市ホームページ、図書館ホームページで周知した。人数は期待していたよりも少なかったが、意見としては12件いただいたので、対応していきたい。

委員：計画の素案について全般的に意見を聴取するとなると、焦点がわかりづらく、なかなか意見を出せないのではないかと思う。計画の素案の内容の中で、特に市民の関心が高いテーマに絞って、そのテーマについてどう思うかという形でパブリックコメントを実施できないか。

事務局：計画策定にあたってのパブリックコメントについては、その計画の全般にわたっての意見を聴取するものであり、その一部分のみを取り上げて行うというものではないので、ご理解いただきたい。

委員：読書により育まれるのは「想像力」もあれば「創造力」もあり、どちらも大切な要素である。どちらも併記するのが望ましいと思う。

委員：家庭において新聞を取らなくなってきていて、新聞社も大変だときいているが、ふるさと新聞元旦号展では、展示できる新聞の数が減ってきているということはあるのか。

事務局：今年は60社に依頼したところ、提供されたのは55社だった。

委員：パブリックコメントで寄せられた意見に対して、「反映」「反映しない」「その他」に振り分けがされているが、この決定の経緯について伺いたい。出された意見の中には同意できる内容のものもあると感じる。また、計画の素案の内容について、細かな表現を修正する余地はまだあるのかも伺いたい。

事務局：意見への対応の経緯は、まず、質問的な内容については「その他」と判断した。「参考意見」とした内容について、3番については、計画策定にあたり踏まえるべき事実であることは認識しているが、文中に当てはまる項目がなかったために参考意見とした。6番のおはなし室の利用については、計画の中に明確な定義を記載してしまうと今後の運用がしづらくなる面があることを考慮して、参考意見としている。7番の学校図書館協力

員については、第一段階として名称を学校司書に変更することについてはその方向で考えている。体制を整えるということについては、教育委員会全体で考えていくべき課題であり、現時点では具体的な表記はできないため、参考意見とした。8番の保育士への読み聞かせの研修については、他部署との調整が必要であり、今回は参考意見とした。計画の素案はすでにパブリックコメントで公表しているものであり、内容の大きな変更はできないものの、文言の修正はできるので、気付いた点があれば教えていただきたい。

委員：小平市の学校図書館協力員は、普段どのような活動を行っているのか教えてほしい。

事務局：学校図書館協力員は、週3日程度、1日5.5時間の範囲で活動している。具体的な活動の内容は、学校図書館の整備ということで、本の受入れ、廃棄、小学校であれば本の読み聞かせをしたり、学校の授業支援として、調べ学習に使う図書の手配などを行っている。

委員：週3日の活動の内容や様子をチェックする機能はあるのかどうか伺いたい。

事務局：学校連携推進担当館の仲町図書館に学校図書館相談員が2名おり、学期ごとに全校を回って現場の相談業務を行っている。協力員からは、毎日の活動の内容を連絡カードに記載し、学校長の決裁を受けて、毎月仲町図書館に提出してもらっている。

委員：学校図書館協力員の活動日数は週3日では足りていないと感じる。実際の活動の内容は各学校によって濃淡があると思うが、更なる充実を図るには、学校図書館の館長である、各学校の校長の理解も必要であろうし、教育委員会の指導課の支援も必要だと考える。

委員：他の市でこのような計画を作る際には、外部委員を入れるのが多いが、小平市は市役所内の職員で検討委員会を構成しているのはなぜか。

事務局：小平市の場合は、庁内である程度内容をまとめてから図書館協議会などで意見を諮り、修正を加えてまた検討するという方法をとっている。

委員：おはなし室の開放というのは利用者が来るのを待っている姿勢であるから、職員がいろいろな場所に出向いて行って、おはなし会を行うことを考えてもよいのではないか。

事務局：外部でのおはなし会は子ども文庫の協力を得ながらやっているところはある。

会長：この計画の素案に沿って、どのような活動を行ったのか、その成果はどうだったのかを踏まえて、また次の計画に反映させていければいいと思う。

委員：2月4日のたいよう福祉センターのおはなし会というのは、図書館の職員が出向いて行っているのか。

事務局：小川西町図書館の職員が出張して行っている行事である。

委員：職員ではなく、ボランティアを育成してやってもらう方法もある。始めてはどうか。

会長：図書館で、読み聞かせの講座を開催したことがあったと思うが、どのくらいの参加人数だったか。また、図書館職員以外で、一般の方の参加は何人いたのか。

事務局：昨年度は2回開催して、延べ25人の参加があった。図書館関係者以外での参加人数は持ち合わせていない。

委員：子ども文庫は図書館の職員と一緒に、定期的に自主学習会を行い、語りや読み聞かせの

勉強会を行っている。

委員：計画策定の体制について、図書館協議会と市内の検討委員会の構成メンバーの中に学識経験者、関連部署などが含まれていることから、かなりの部分はカバーできていると思うが、まだ少し足りない気がしている。例えば、学校図書館の関係者がいないということ、間接的には協議会のメンバーに校長先生がいるが、子どもと普段直接関わっている人、現場により近い人を構成メンバーに入れるか、あるいは検討委員会のアドバイザーとして呼ぶなどを考えてもいいと思う。

委員：子育て中の方は、なかなか図書館のホームページを見て意見を言おうとならない。図書館に素案を置いておき、来館者に直接声掛けするなど、もっと意見を言いやすい配慮はできなかったか。

事務局：今回のパブリックコメントは市役所、東部・西部出張所、図書館8館に素案の冊子を置いて、意見募集を行った。しかし、一般の方がパブリックコメントに接するのは敷居が高く、そこは課題と捉えている。今後はもう少し目立つような表示をすとか、行事参加者の目に触れやすい場所に設置するなど検討していきたい。

会長：実際に子どもと接している人の意見がどれだけこの計画に含まれているかは課題が残ると思う。学校図書館の活動は活発になってきていると思うが、各学校に配置されている学校図書館協力員と、司書教諭との連携は取れているのか。

委員：各学校で教職員の中から司書教諭を任命しているが、司書教諭の仕事に従事できる時間は短く、司書教諭向けの研修も十分にできているとは言えないため、司書教諭の活用は難しい状況である。

委員：本来は司書教諭が学校図書館の活用推進を図っていく立場にあり、その配置を法律で義務化したのが、実際にはなかなか現実的ではないことがわかり、その役割が学校司書に移ってきたという経緯がある。これを受けて、学校図書館法の改正により学校司書が法律で明文化された。したがって、今は司書教諭よりも、学校司書を実質化しようという動きが活発であると感じる。

会長：小平市は他市に先んじて学校図書館協力員を配置したが、学校での採用ではなく、図書館で採用して学校へ派遣するという方式をとってきた。これによって、今の現場の声がととても気になっている。例えば、学校からの連絡が行き届かずに働きづらい状況に至っていないのか。やはりこの課題は整理する必要があると思う。

委員：この協議の場に指導課の職員がいないと議論できない。

事務局：このことは、図書館にとっても最重要課題と捉えている。教育委員会全体で考えていく必要があると思う。

会長：子どもも誰に相談すればいいのとなるので、見直しが必要である。また、学校図書館にはさまざまなボランティアの人たちも関わっている。学校の司書教諭なのか、図書館の協力員なのか、どちらを向いて関わればよいかのわかりづらい状況になっていると思う。

委員：学校図書館協力員からは、やはり勤務時間が短いために、子どもと関われる時間に制限

があるという話を聞いている。

会 長：できるだけ早く図書館から指導課に働きかける必要がある。

委 員：これは東京都が人員配置を増やしてくれないと解決できない問題だと思う。

委 員：貴重書や古い文書をしっかり保管している高校を見てきたが、教員ではない学校図書館の専門の司書を配置していた。そういう学校は資料の保管もしっかりしているし、図書の授業も充実しているように感じた。やはり、担任をもたず、学校図書館の仕事に専念できる環境が必要だと思う。

会 長：学校図書館協力員の研修も大事だが、子どもと十分に接することができる勤務時間の確保も大事なのではと感じる。司書教諭もしくは学校司書のどちらかが学校図書館の仕事に専念できるようにできないかという要望は指導課に伝えるべきである。

委 員：学校図書館協力員の専門性という点で、今は司書の資格を持たない方もいると聞いている。しかも図書館で採用されて派遣されているということで、その身分は不安定なものなのか。

事務局：現状の学校図書館協力員は、非常にあいまいな身分だった。しかし、来年度からは会計年度任用職員となり、今の嘱託職員と同程度の身分に改善される予定である。また、採用の要件は、司書の資格を持っているか、図書館での勤務経験があるかのどちらかとしており、専門性に差がみられる懸念はあるが、研修を行ってカバーしている。

会 長：以前は、図書館に司書職がいたために、協力員への研修はこの司書職が行っていたが、今は図書館に司書職がないのは問題ではないか。

事務局：今、仲町図書館で年6回、協力員の研修を実施しているが、以前に図書館勤務であった司書職の方に外部講師として3回ほど来てもらっている。図書館への新規の司書職の採用は難しいものの、過去に図書館で司書資格を取った職員を再度配属してもらえよう、人事に働きかけている。

委 員：市民の意見としては、専門的な知識のある職員がしっかりと業務にあたってくれていることが望ましい。組織としてその体制づくりに動いてほしい。

会 長：図書館における人的な配備は緊急課題だと思うし、これが協議会の研究課題にもつながると思う。

委 員：学校図書館の中心である協力員の身分保障について、市はどのように考えているのか。

事務局：学校図書館協力員については、来年度から、今の嘱託職員と同じ会計年度任用職員となる予定である。

委 員：近い将来には、学校で採用する雇用形態にするのが望ましいだろうと思う。しかし、現状は学校での採用は難しいことは認識している。これは教育委員会で考えていかなければならない課題であると思う。一方で、図書館への司書職の採用については、図書館が考えるべき課題であるが、他の自治体が指定管理者制度を導入して、運営を民間委託していく中で、小平市は直営を続けていくことも難しくなってくると思うので、司書職の採用についてはさらに難しいのではないか。

委員：図書館に司書職を配置できれば、学校司書にとっても相談役になれるし、学校図書館にとってのスーパーバイザーの役割を担えるのではないかと。

会長：来年度からは学校図書館協力員の身分は嘱託職員に準ずるものになるとのことであるが、勤務時間は増えるのか。

事務局：勤務時間について変更はない。ただし、会計年度任用制度の導入により、再任が最大で4回まで、連続5年間雇用できるようになり、しかも雇用期間終了後も期間を空けずに受けることができるようになるため、今よりも継続して、安定した雇用形態になるといえる。

委員：小平市の観光まちづくり協会が一般社団法人を設立した。これは市の補助金を受けて、ボランティアも一員として参加している。この事例は参考になるのではないかと。

委員：これは指定管理者制度に関係してくる話だと思うが、他市の事例を見ていると成功例もあれば失敗して元に戻した事例もあるので、いろいろと考えなければならないことがあると思う。

## (2) 協議事項

特になし

## (3) その他

特になし